

川口市拉致被害者等の早期帰郷を望む条例

(目的)

第1条 この条例は、北朝鮮当局によって拉致され、又は拉致されたことが疑われる者が早期に帰郷することができるよう、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成18年法律第96号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題（以下「拉致問題等」という。）について、市民に対し積極的な啓発を行うことにより、拉致問題等の風化防止を図るとともに、市民の拉致問題等に関する意識の高揚及びその解決に向けた気運の醸成を図り、もって拉致問題等の早期解決に資することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、拉致問題等に関する市民の認識を深めるため、国と連携を図りつつ、拉致問題等に関する啓発を積極的に行うものとする。

2 市は、法第4条に規定する北朝鮮人権侵害問題啓発週間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

3 市は、拉致問題等に関する取組を効果的に推進するため、体制の充実に努めるものとする。

(取組の推進)

第3条 市は、拉致問題等に関する取組の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

(1) 拉致問題等についての市民の関心及び認識を深め、早期解決の必要性に関する意識の高揚を図ること。

(2) 市広報紙への掲載、インターネットの利用等多様な方法を効果的に活用し、広く市民に周知を行うこと。

(3) 広域的な取組を行う場合には、必要に応じて国、他の地方公共団体その他関係機関（以下「国等」という。）と協力して行うこと。

(国等への働きかけ)

第4条 市は、拉致問題等に関する取組を行うに当たっては、必要に応じて国等に対する適切な働きかけを行うものとする。

(財政上の措置)

第5条 市は、拉致問題等に関する取組を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。